○財務省令第五号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第八条の規定に基づき、財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令

財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改める。

附則第七項を次のように改める。

7　貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第十二条の規定により、貿易再保険特別会計の積立金に属する現金を同法第一条の規定による改正後の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三条に規定する株式会社日本貿易保険に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替」（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四条の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表第一号レを次のように改める。

レ　雷	雷監視システムを用い、又は目視若しくは聴音による。

第一条の二の表第一号中ソを削り、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。